○津山圏域資源循環施設組合事務局の設置等に関する規則

平成３０年１月１９日
津山圏域資源循環施設組合規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の管理者の権限に属する事務の適正かつ合理的な遂行を図るため、事務局の設置、事務分担等に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局の設置）

第２条　管理者の権限に属する事務を処理するため組合に事務局を設置する。

（事務分担）

第３条　事務局長は、職員の事務分担を定め、管理者に報告しなければならない。これを変更したときも、また、同様とする。

付　　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（津山圏域資源循環施設組合事務分掌等に関する規則の廃止）

２　津山圏域資源循環施設組合事務分掌等に関する規則（平成２６年津山圏域資源循環施設組合規則第２号）は、廃止する。